

随意契約及び比較見積省略理由

1 交通信号制御基板等取替修繕概要

大阪府下の交通信号制御機の基板に不具合が発生した場合に修繕を行うもの。

2 随意契約及び比較見積省略理由

製造メーカーの機器を保守管理している唯一の業者

製造メーカーは、日本信号㈱と㈱京三製作所であり独自の設計がなされ、他社製部品では、その品質、規格、寸法等が適合せず、製造メーカー以外では適合する部品の確保も困難である。また、部品交換後には、他部品との機器調整が必要となっていることから、製造メーカーの機器を保守管理している唯一の業者である㈱ミヤケ電機工業所でなければ適切な修繕が実施できない。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積書の徴取を省略するものである。